

美郷町空き家等活用移住定住促進事業補助金（民間賃貸住宅～空き地活用型～）

○事業概要及び補助金額等

【民間賃貸住宅建設事業（空き地活用型）】

■空き地を整備し、民間賃貸住宅（町内に新築される賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅又は長屋）の建設を行う事業

【補助金額等】

■補助対象経費

・賃貸住宅建設費、宅地整備費、道路整備費
ただし、登記関係費は除きます。

■補助率 補助対象経費の20分の1

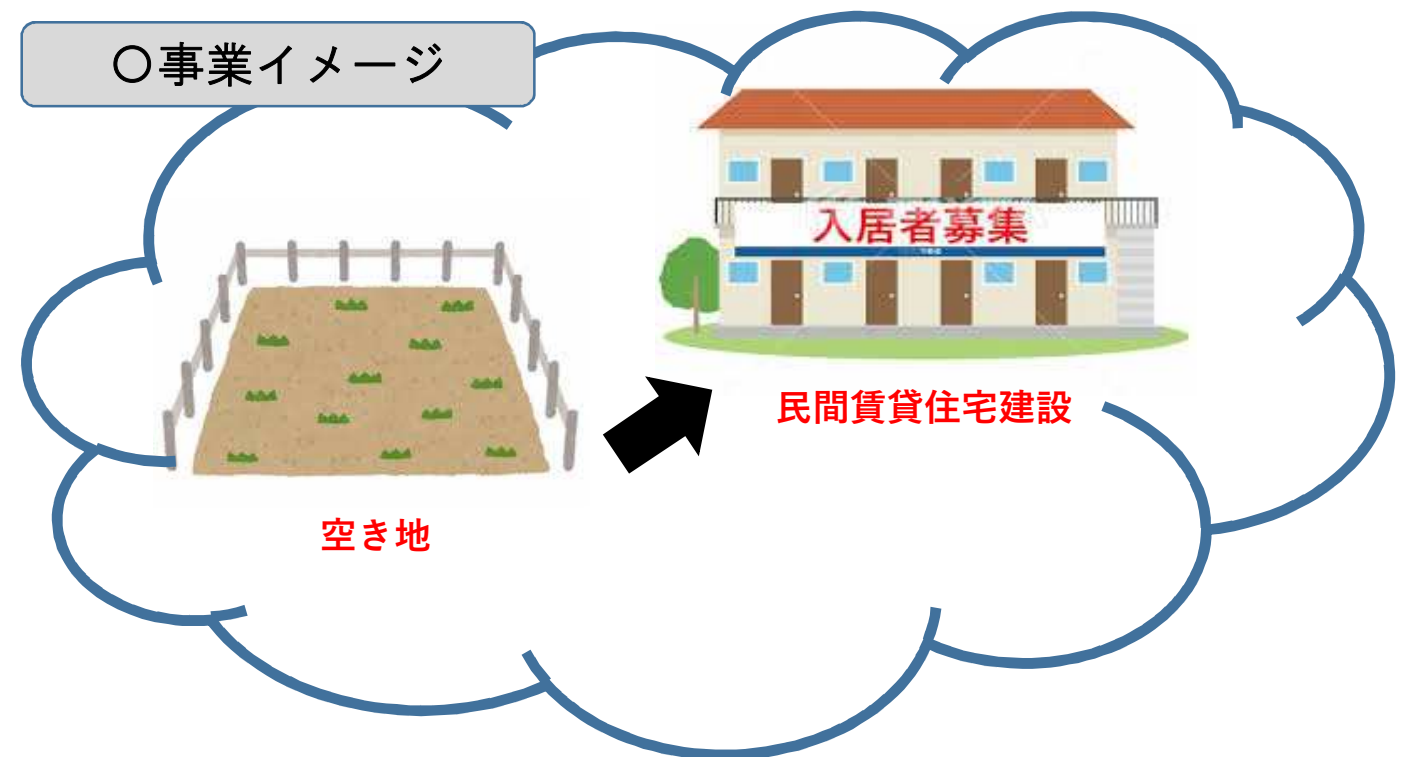
■補助限度額 300万円

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助単価7,500円に延床面積を乗じて得た額のいずれか低い額とし、補助限度額を上限とする。

■補助期間 当該補助事業が属する年度の3月31日まで

※事業完了後、10年間賃貸住宅として活用されることが必要です。

○事業イメージ



○ Check 1（空き家の条件は…）

■補助対象者が所有する空き地が事業の対象となります。そのため、補助対象者以外の方が所有する空き地を活用し事業を行う場合は、事業実施前に空き地を取得する必要があります。

※空き地とは・・・

・町内に存する現況地目が宅地の空き地又は宅地と連担して活用する雑種地をいいます。

○ Check 2（補助対象者は…）

■個人又は法人です。

○ Check 3（民間賃貸住宅とは…）

- ①建築基準法その他関係法令の基準に適合すること
- ②建設する1棟に2戸以上の賃貸住宅があること
- ③各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されていること

○ 補助金交付フロー図

■補助金交付申請書を提出
（事業着手の30日前）

※提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②事業位置図 ③土地の公図の写し
- ④土地の登記全部事項証明書
- ⑤土地の求積図 ⑥各区画の求積図
- ⑦配置図 ⑧平面図、立面図
- ⑨設備仕様書 ⑩延床面積求積図
- ⑪現況写真 ⑫工事見積書

※確認済証の写しを提出

受領

着工

完了

■実績報告書
※必要書類等については、改めて通知します。

受領

受領

※注意

- ①補助対象者が個人にあつては、当該個人及び三親等以内の親族を入居させないこと
- ②補助対象者が法人にあつては、当該法人の役員、役員の三親等以内の親族を入居させないこと

申請

受付

審査

交付決定

通知

受付

提出

審査

確定通知書

通知

補助金請求

受付

補助金交付